

別紙 1

品川区立月見橋在宅サービスセンター

指定地域密着型通所介護／品川区介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1. サービスの運営方針

- (1) 少人数の家庭的な雰囲気でご利用者ひとりひとりの個性を大切にします。
- (2) ご利用者の得意とする分野を生かし、生活リハビリを中心に多様な活動を用意し一日の生活が楽しめるようしていきます。
- (3) サービス提供にあたっては、「指定地域密着型通所介護計画書／品川区介護予防・日常生活支援総合事業計画書」に沿って計画的に提供します。

2. サービス提供を行う施設

所在地： 品川区南大井 3-7-10

名称： 品川区立月見橋在宅サービスセンター

指定管理者：社会福祉法人さくら会

事業所番号：1370901207

電話： 03-5767-0626

実施地域： 品川区内（南大井 東大井 勝島 大井 西大井地域）

3. 管理責任者

氏名： 橋本 剛

4. 職員体制

- (1) 管理者 1名

管理者は、当事業所の相談員を兼務するものとし、事業を実施する職員の管理および事業に関する業務を一元的に行います。

- (2) 指定地域密着型通所介護／品川区介護予防・日常生活支援総合事業

単位 1	生活相談員	1名
	看護職員	1名
	介護職員	2名

5. 営業時間： 月曜日～土曜日

実施時間： 8時30分～17時30分

サービス提供時間： 9時30分から16時00分

休業日： 日曜日・年末年始

6. サービス内容

指定地域密着型通所介護計画／品川区介護予防・日常生活支援総合事業計画に基づいて、送迎、食事提供、排泄介助、入浴介助、機能訓練、生活相談等、必要な支援をいたします。なお、指定地域密着型通所介護計画／品川区介護予防・日常生活支援総合事業計画は利用者お一人ごとに、利用者およびご家族と相談のうえ、作成いたします。サービス詳細につきましては、指定地域密着型通所介護計画書／品川区介護予防・日常生活支援総合事業計画書をご確認ください。

7. 利用に伴う利用料金

- (1) ご利用者の方にお支払いいただく利用料金は、「別紙3」のとおりです。介護保険の給付を受ける場合は、ご利用者ごとの負担割合に応じた料金にご利用者のご負担となります。
- (2) 利用料金は介護保険の法定利用料の範囲内で設定した金額で、サービスの提供時間により、該当する単位数に基づいてご負担が発生します。なお、「介護報酬」の改訂に合わせ利用料金は、変更になることがあります。
- (3) 介護保険の対象外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）は、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。）
- (4) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合、施設に介護保険の1日あたりの基準額をお支払いいただき、「サービス提供証明書」をお受け取り下さい。「サービス提供証明書」を後日、品川区の介護保険担当窓口に提出しますと差額の払い戻しができます。
- (5) 第三者評価：実施なし。

8. 利用料金の支払い方法

利用料金のお支払は、ご指定いただく金融機関口座からの自動引き落としを原則といたします。現金でのお支払いをご希望される場合は、お申し出ください。

9. キャンセル（利用中止）について

ご利用者の都合でサービス利用を中止する場合には、原則利用日の前日までにご連絡ください。

連絡先：03-5767-0626

時 期	キャンセル料（要介護のみ）
送迎車出発前までに連絡あり	無 料
送迎車出発前までに連絡なし	利用者負担の50% ※

※ただし、ご利用者の急病、ご家庭での緊急事態等の場合はその旨お申し出ください。

※食事代について

利用日前営業日の午後5時00分までにご連絡があった場合は 食事代（700円）・おやつ代（100円）のキャンセル料はかかりません。

ただし、利用日前営業日の午後5時00分を過ぎてキャンセルのご連絡をいただいた場合は、食事代（700円）・おやつ代（100円）を全額負担していただくこととなります。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、別紙契約書に明記した緊急連絡先、主治医、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

11. 苦情処理について

《目的》

社会福祉法人さくら会は、経営する事業所が提供する福祉サービスについて、ご利用者が法人の福祉サービスを適切に利用できるように支援いたします。また、密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、「円滑・円満な解決の促進」「法人事業への信頼性」「法人事業の適正化」の確保を図ります。

《実施体制》

（1）苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、常務理事を苦情解決責任者として法人全体で共同設置します。

（2）苦情受付担当者

ご利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるために、事業所の施設長または所長（管理者）を苦情受付責任者として設置します。

(3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置します。

12. サービスに対する相談・要望・苦情等の窓口

《当センターの窓口》：月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

担当者 : 橋本 剛

連絡先 : 03-5767-0626

《その他の窓口》：

品川区高齢者福祉課支援調整係 連絡先 : 03-5742-6728

東京都介護保険相談窓口 連絡先 : 03-5320-4597

東京都国民健康保険団体連合会 連絡先 : 03-6238-0177

以上

品川区立月見橋在宅サービスセンター料金表

令和6年4月1日から

■指定地域密着型通所介護

滞在時間・要介護度別の単位・利用料金			負担割合別（1回利用毎の支払金額）		
3時間以上4時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要介護1	416	4,534	454	907	1,361
要介護2	478	5,210	521	1,042	1,563
要介護3	540	5,886	589	1,178	1,766
要介護4	600	6,540	654	1,308	1,962
要介護5	663	7,226	723	1,446	2,168
4時間以上5時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要介護1	436	4,752	476	951	1,426
要介護2	501	5,460	546	1,092	1,638
要介護3	566	6,169	617	1,234	1,851
要介護4	629	6,856	686	1,372	2,057
要介護5	695	7,575	758	1,515	2,273
5時間以上6時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要介護1	657	7,161	717	1,433	2,149
要介護2	776	8,458	846	1,692	2,538
要介護3	896	9,766	977	1,954	2,930
要介護4	1,013	11,041	1,105	2,209	3,313
要介護5	1,134	12,360	1,236	2,472	3,708
6時間以上7時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要介護1	678	7,390	739	1,478	2,217
要介護2	801	8,730	873	1,746	2,619
要介護3	925	10,082	1,009	2,017	3,025
要介護4	1,049	11,434	1,144	2,287	3,431
要介護5	1,172	12,774	1,278	2,555	3,833
7時間以上8時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要介護1	753	8,207	821	1,642	2,463
要介護2	890	9,701	971	1,941	2,911
要介護3	1,032	11,248	1,125	2,250	3,375
要介護4	1,172	12,774	1,278	2,555	3,833
要介護5	1,312	14,300	1,430	2,860	4,290

滞在時間・要介護度別の単位・利用料金			負担割合別（1回利用毎の支払金額）		
8時間以上9時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要介護1	783	8,534	854	1,707	2,561
要介護2	925	10,082	1,009	2,017	3,025
要介護3	1,072	11,684	1,169	2,337	3,506
要介護4	1,220	13,298	1,330	2,660	3,990
要介護5	1,365	14,878	1,488	2,976	4,464
加算（1日あたり）					
加算項目	単位	基本料金	1	2	3
生活機能向上連携	200	2,180	218	436	654
入浴介助（Ⅰ）	40	436	44	88	131
入浴介助（Ⅱ）	55	599	60	120	180
サービス提供体制強化Ⅰ	22	239	24	48	72
サービス提供体制強化Ⅱ	18	196	20	40	59
科学的介護推進体制加算	40	436	44	88	131
▲送迎減算（片道）	47	512	52	103	154
介護職員等処遇改善Ⅰ 総利用単位数1000分の92	総利用単位数×10.90の 9.2% 6月1日以降		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員処遇改善加算Ⅰ 総利用単位数の1000分の59	総利用単位数×10.9の 5.9% 5月31日まで		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 総利用単位数の1000分の12	総利用単位数×10.9の 1.2% 5月31日まで		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員等ベースアップ等支援加算 総利用単位数の1000分の11	総利用単位数×10.9の 1.1% 5月31日まで		左記の10%	左記の20%	左記の30%
※特別な事情のある方においては介護保険法に則った料金体系でサービス提供します。					単位×10.90
介護保険給付対象外サービスの利用料		一回あたり			
食費		700		※その他サービスで実費相当を頂く 場合がございます。	
おやつ代		100			
活動費・行事食費		実費			
おむつ代		実費			

品川区立月見橋在宅サービスセンター料金表

令和6年4月1日から

■品川区介護予防・日常生活支援総合事業

事業名	要支援サービス	予防通所事業（一回あたり）					予防通所事業（一月あたり）				
		施設利用料	単位	基本料金	利用者負担 1割	利用者負担 2割	利用者負担 3割	単位	基本料金	利用者負担 1割	利用者負担 2割
予防通所事業Ⅰ （週一回）	基本	-	-	-	-	-	1,222	13,319	1,332	2,664	3,996
	基本・日割り（上限1月3回）	284	3,095	310	619	929	-	-	-	-	-
	基本・減算（人欠・定超）	-	-	-	-	-	850	9,265	927	1,853	2,780
	基本・減算日割（人欠・定員超 上限1月3回）	200	2,180	218	436	654	-	-	-	-	-
	送迎（片道1回につき上限1月10回）	47	512	52	103	154	-	-	-	-	-
	入浴（1回につき上限1月4回）	50	545	55	109	164	-	-	-	-	-
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	-	-	-	-	-	88	959	96	192	288
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-	-	-	-	-	72	784	79	157	236
	科学的介護推進体制加算	-	-	-	-	-	40	436	44	88	131
	介護職員等処遇改善加算相当	-	-	-	-	-	155	1,689	169	338	507
	いきいき活動支援プログラムⅠ	基本（週1回）	-	-	-	-	-	452	4,926	493	986
基本・日割		101	1,100	110	220	330	-	-	-	-	-
予防通所事業Ⅱ （週二回）	基本	-	-	-	-	-	2,470	26,923	2,693	5,385	8,077
	基本・日割り（上限1月7回）	284	3,095	310	619	929	-	-	-	-	-
	基本・減算（人欠・定超）	-	-	-	-	-	1,830	19,947	1,995	3,990	5,985
	基本・減算日割（人欠・定員超）（上限1月7回）	200	2,180	218	436	654	-	-	-	-	-
	送迎（片道1回につき上限1月20回）	47	512	52	103	154	-	-	-	-	-
	入浴（1回につき上限1月8回）	50	545	55	109	164	-	-	-	-	-
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	-	-	-	-	-	88	959	96	192	288
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	-	-	-	-	-	72	784	79	157	236
	科学的介護推進体制加算	-	-	-	-	-	40	436	44	88	131
	介護職員等処遇改善加算相当	-	-	-	-	-	310	3,379	338	676	1,014
	いきいき活動支援プログラムⅡ	基本（週2回）	-	-	-	-	-	804	8,763	877	1,753
基本・日割		101	1,100	110	220	330	-	-	-	-	-
※私用でお休みされる場合は日割りにはなりません。（単位×10.90）											
介護保険給付対象外サービスの利用料						一回あたり					
食費						700					
おやつ代						100					
活動費・行事食費						実費					
おむつ代						実費					
*その他サービスで実費相当を頂く場合があります。											